

2025年5月28日

各位

近江トラベル株式会社

当社に関する略式起訴について

当社は、2024年8月11日に、川崎～水島航路（福井県敦賀市）で使用する旅客船「第八観光丸」において、船体の右舷船尾部に剥離等が生じ、同船船底部に浸水を確認したにもかかわらず、その後の応急処置をもって、同月19日まで運航を継続した事案につきまして略式起訴され、本日5月28日に福井簡易裁判所より罰金の略式命令を受け、即日納付いたしました。

お客さま並びに関係者の皆さまにはご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当該事案につきましては、監督官庁より、書面での報告および関係法令に関する教育の実施等の改善命令を受け、速やかに改善措置を行い、再発防止策の強化に取り組んでおりますが、今後も引き続き再発防止と法令遵守、そして信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上